

横瀬町

高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画

誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

《第8期（令和3年度～5年度）》



令和3年3月  
横瀬町



# 1. 計画の背景と趣旨

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

本町においても、2020年時点の高齢化率は33.6%と高齢者の割合が3人に1人を超え、また国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には46.0%に達するなど、今後の高齢化の進行も見込まれています。

こうした状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、その先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎え、地域包括ケアシステムのさらなる充実と維持に向けた検討が求められています。

また、地域共生社会の実現に向けて、相談・情報提供の体制を整備しながら地域ぐるみでの課題解決につながる取り組みを推進することが求められています。

加えて、第7期計画の計画期間中に発生した、大規模な自然災害や感染症の流行等を踏まえ、誰もが安心して生活できる地域づくりに向け、地域における様々な主体の連携体制の強化が重要となっています。

以上のことから、本計画は2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、総合的な認知症施策の推進等に向けた計画として『横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）』を策定するものです。

# 2. 計画の性格と位置付け

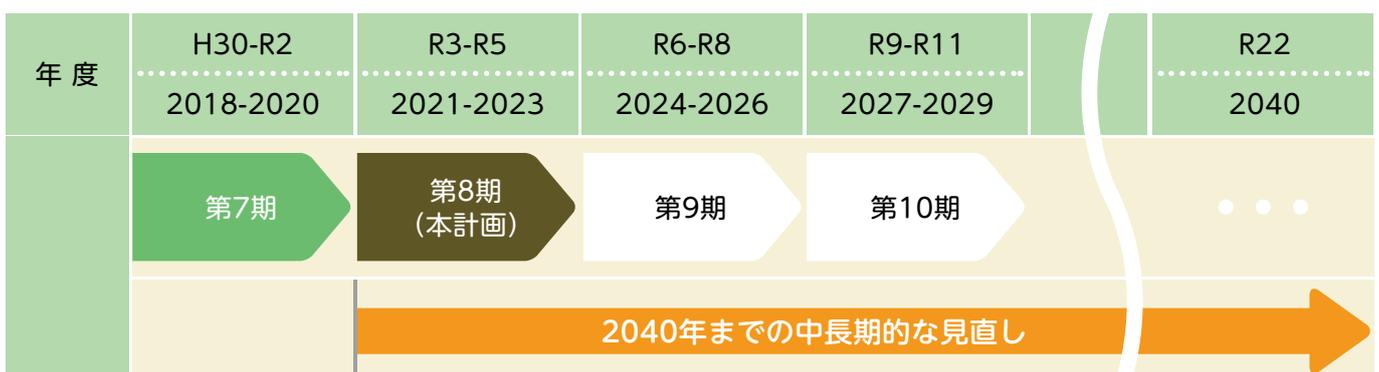
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

本計画は、本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、上位計画である「横瀬町総合振興計画」と整合性を図り策定するものです。

# 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

また、将来推計・施策の検討においては、2025年及び2040年を見据えた中長期的な視点をもって策定を行いました。

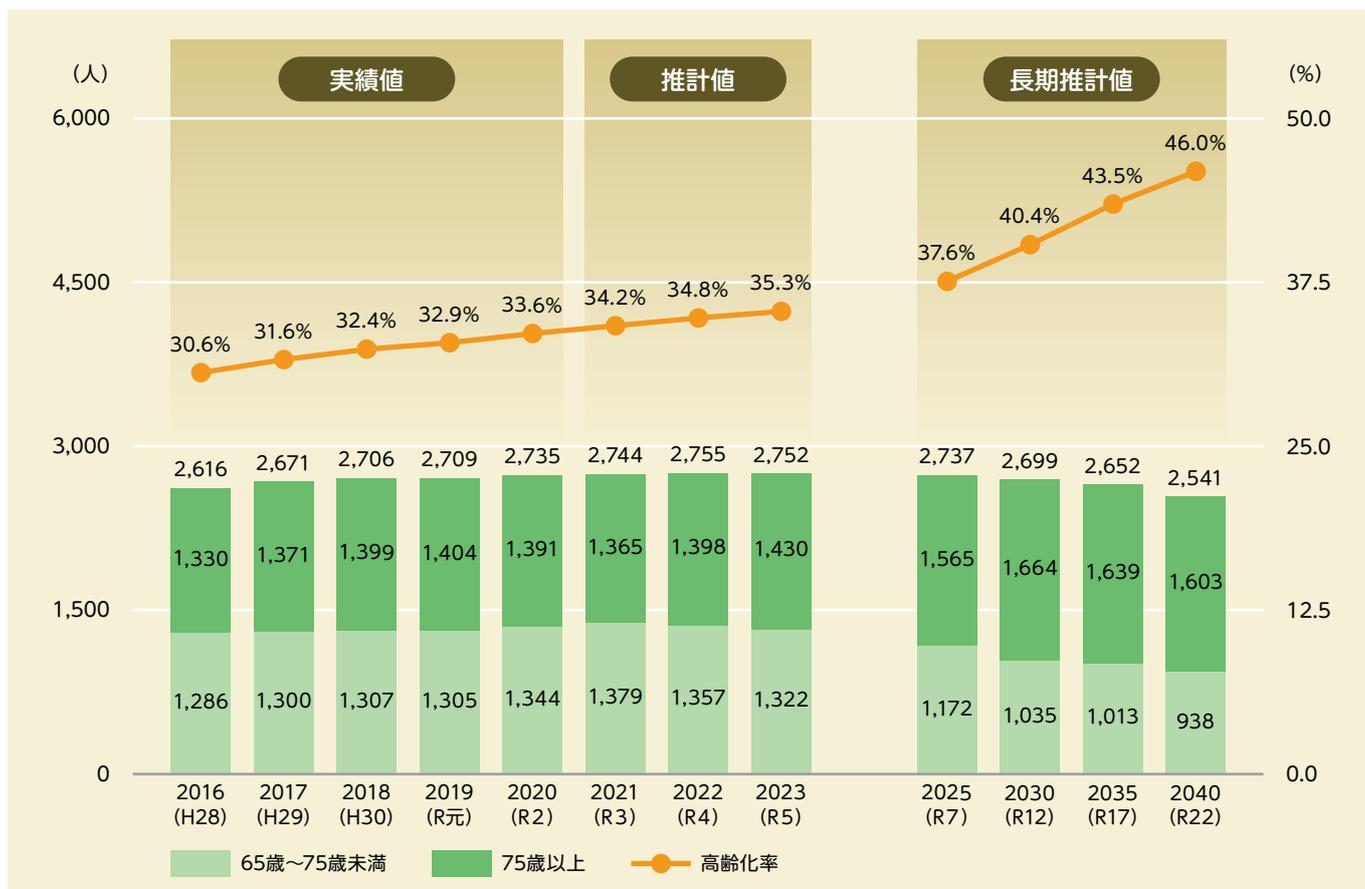


# 4. 高齢者を取り巻く状況

## (1) 高齢者人口・高齢化率の推移及び将来推計

本町の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年10月現在2,735人となっています。今後、高齢者数は令和4年頃をピークに減少に転じるとみられている一方、75歳以上の後期高齢者人口はその後も増加を続け、令和12年頃がピークになるとみられています。

高齢化率についても同様に増加傾向にあり、令和2年10月現在33.6%となっています。今後も増加傾向が続くとみられており、令和22年には46.0%になると推計されています。



## (2) 要支援・要介護認定者の推移及び将来推計

要支援・要介護認定者数は、この3年間は横ばいで推移しており、令和2年で445人となっています。

計画期間中においては微増傾向で推移するとみられており、令和5年で496人と推計されています。令和7年以降の長期推計においても増加傾向が続くとみられており、令和22年で653人と推計されています。

	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2025 (R7)	2040 (R22)
要支援	98	116	116	119	128	137	140	153
要介護	348	344	329	360	359	359	425	500
合計	446	460	445	479	487	496	565	653

# 5. 計画の基本理念と基本目標

## 誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

本町では、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる「地域共生社会」の実現を目指すためには、第7期計画までの取り組みを評価・検証しながら一層推進していくことが必要だと考えられることから、第8期計画においてもこれまでの基本理念を踏襲し、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」とします。

### 基本理念 誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

#### 基本目標 1 健康で生き生きと暮らすために

施策1-1 地域支援事業の推進

施策1-2 健康づくり支援

#### 基本目標 2 安心して介護が受けられるために

施策2-1 介護サービス適正化の取り組み

施策2-2 介護に関するあらゆる負担の軽減

#### 基本目標 3 住み慣れた地域で暮らしていくために

施策3-1 地域包括ケアシステムの推進

施策3-2 認知症支援策の推進

#### 基本目標 4 安全・快適な暮らしのために

施策4-1 情報提供の充実

施策4-2 安全・安心な生活環境の整備

施策4-3 その他の高齢者福祉施策

#### 基本目標 5 社会の一員として生きがいある暮らしのために

施策5-1 社会参加の促進

施策5-2 生涯学習、地域活動の促進

施策5-3 地域社会の理解の促進

## 基本目標 1 健康で生き生きと暮らすために

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、包括的な支援が身近な地域で受けられるような体制づくりを目指します。



### 施策1-1 地域支援事業の 推進

#### 小施策1 総合事業の推進

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を通して、閉じこもり予防や介護予防の必要性の高い高齢者に対する訪問・通所・ケアマネジメント等を実施します。

#### 小施策2 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者の実態把握、多様な相談支援、権利擁護のための対応等を行います。

#### 小施策3 任意事業の推進

配食サービス事業・紙おむつ給付事業を通して、自立した日常生活の支援を図ります。



### 施策1-2 健康づくり支援

#### 小施策1 一般介護予防事業の推進

「健康いきいきチェックシート」や「体操教室」等を通して介護予防活動を育成・支援するとともに、通いの場を充実させることで、地域のつながりの強化を図ります。

## 基本目標 2 安心して介護が受けられるために

介護が必要な状況になった方が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活をする事ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

また、利用者が安心してサービスを受けることができるよう相談支援等を充実します。

### 施策2-1 介護サービス 適正化の 取り組み

#### 小施策1 要介護認定の適正化

申請受付時に相談を行うことで、適切なサービスの紹介を行います。

#### 小施策2 ケアマネジメントの適正化

サービス利用の適正化を図るため、ケアプランの確認指導・住宅改修の点検等を行います。

#### 小施策3 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

苦情・過誤請求等の防止を目的として、指導・監査を行います。

#### 小施策4 制度の周知

ホームページ・パンフレット・出前講座等を通して、制度やサービス内容の周知を行います。



### 施策2-2 介護に関する あらゆる負担の 軽減

#### 小施策1 低所得者への負担軽減対策

低所得者の経済的負担軽減策の実施とともに、各種制度の周知を図ります。

#### 小施策2 家族介護者への支援

手当支給等を通して介護予防や家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止を図ります。

#### 小施策3 持続可能な介護現場に向けた取り組み

介護人材の確保、ICTの導入など、介護現場革新を推進します。

## 基本目標 3 住み慣れた地域で暮らしていくために

自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。

### 施策3-1 地域包括ケア システムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を維持できるようにするため、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援・福祉サービス」・「住まい」が一体的に提供されるちちぶ版地域包括ケアシステムを推進します。  
また、在宅医療・介護の連携を推進します。

### 施策3-2 認知症支援策の 推進

#### 小施策1 認知症に対する知識の普及・啓発

認知症サポーター養成講座や学校教育等を通して、意識啓発を図ります。

#### 小施策2 認知症の方への支援の強化

認知症の早期発見・早期対応や、認知症になっても安心して生活できる地域づくりなど、認知症の方への支援の強化を図ります。

## 基本目標 4 安全・快適な暮らしのために

高齢者が尊厳を保ちながら生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や地域住民等も含めた総合的な対策を進めます。

### 施策4-1 情報提供の充実

地域包括支援センターや町の広報紙、ホームページ、各種パンフレットなどにおいて、介護保険制度に関する情報提供をはじめ、保健、介護、福祉に関する情報の一元的な提供を図ります。

### 施策4-2 安全・安心な 生活環境の整備

#### 小施策1 安全・安心な地域づくりの推進

緊急通報システム事業や見守りネットワークの構築、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを通して、安全・安心な生活環境の整備を図ります。

#### 小施策2 災害・感染症対策の推進

避難支援プラン（個別計画）の作成や関係機関の連携体制構築を通して災害対策を図ります。また、介護施設職員に対する感染症拡大防止策の周知啓発等を通して、感染症対策を図ります。

#### 小施策3 人権・権利擁護の推進

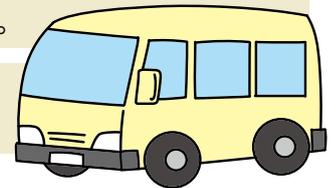
高齢者虐待防止や、権利擁護に関する制度の周知を推進します。

#### 小施策4 高齢者住居の整備推進

高齢者一人ひとりの環境に対応した住まいや相談・支援を図ります。

### 施策4-3 その他の高齢者福祉施策

公共交通の運行等や祝金支給事業等を推進します。



## 基本目標 5 社会の一員として生きがいある暮らしのために

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

### 施策5-1 社会参加の促進

就労支援やボランティア活動支援等を通して生きがいづくりを図ります。

### 施策5-2 生涯学習、地域活動の促進

生涯学習やスポーツ活動、趣味等を通じた生きがいづくりを支援します。

### 施策5-3 地域社会の理解の促進

地域で支え合う社会の構築に向け関係組織の活動を支援します。

# 6. 介護保険サービス

要介護（要支援）認定を受けると、ケアプランに基づいて、各介護保険サービスの利用ができます。

	サービスの種類	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話、通院の付き添いなど）や生活援助（住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など）を行います。
	訪問入浴介護 [ 介護予防訪問入浴介護 ]	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護 [ 介護予防訪問看護 ]	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。
	訪問リハビリテーション [ 介護予防訪問リハビリテーション ]	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理指導 [ 介護予防居宅療養管理指導 ]	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
	通所介護	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	通所リハビリテーション [ 介護予防通所リハビリテーション ]	介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
	短期入所生活介護 [ 介護予防短期入所生活介護 ]	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、日常生活の支援が受けられます。
	短期入所療養介護 [ 介護予防短期入所療養介護 ]	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与 [ 介護予防福祉用具貸与 ]	車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
	特定福祉用具販売 [ 特定介護予防福祉用具販売 ]	排せつや入浴に用いる用具に対して、年間上限10万円まで福祉用具購入費を支給します(自己負担あり)。
	居宅介護住宅改修 [ 介護予防住宅改修 ]	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限20万円まで住宅改修費を支給します(自己負担あり)。
	特定施設入居者生活介護 [ 介護予防特定施設入居者生活介護 ]	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
介護予防支援・居宅介護支援	ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。
	夜間対応型訪問介護	夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。
	認知症対応型通所介護 [ 介護予防認知症対応型通所介護 ]	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアを日帰りで受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 [ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ]	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 [ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ]	認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	29人以下の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる一体的に提供するサービスです。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の通所介護事業所で、サービス内容は、通所介護と同様です。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。
	介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が、介護体制の整った医療施設で、医療や看護などが受けられます。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する新たな介護保険施設です。

# 7. 介護保険料

高齢者人口や要支援・要介護認定者の増加、サービス量の増加などに伴い第8期計画（3年間）の標準給付費は、3年間合計で約23億円と見込まれます。

これに地域支援事業費などを加えて、第8期計画の介護保険料を見込みます。この結果、第1号被保険者（65歳以上の方）の第8期の保険料の月額基準額は、5,200円となりました。



## ■介護保険料の設定

単位:千円	第8期			
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額 (A)	2,354,730	784,280	784,997	785,453
地域支援事業費 (B)	142,844	45,254	47,562	50,028
第1号被保険者負担分相当額 (D) [(A+B) × 23.0%]	574,442	190,793	191,489	192,161
調整交付金相当額 (E)	123,601	41,054	41,205	41,342
調整交付金見込額 (J)	95,413	33,007	31,151	31,255
準備基金取崩額 (F)	87,700			
保険料収納必要額 (L) [D+E-J-F]	514,930			
予定保険料収納率 (G)	98.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	8,421	2,800	2,812	2,809
保険料の基準額 [(L÷G) ÷ C ÷ 12か月]		月額基準額		5,200円

## ■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準月額に対する割合
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.50
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円以下で第1段階以外の方	0.75
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	0.75
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.90
第5段階 保険料基準月額 5,200円	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で第4段階以外の方	1.00
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	1.70

高齢者福祉計画・介護保険事業計画《第8期（令和3年度～5年度）》概要版  
発行・編集／横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545 TEL:0494-25-0116 FAX:0494-21-5155  
URL: <http://www.town.yokoze.saitama.jp/>